（その１）

収支報告書

会計	経過	検算	転記		
数	数	✓ ク	大 塩 ワタ		

令和　7 年分　※該当箇所に☑をすること。

1 政治団体の名称（ふりがな）　ちいきじゅんかんがたじちせいさくけんきゅうきこう　地域循環型自治政策研究機構

2 主たる事務所の所在地　岡山県小田郡矢掛町里山田921-1

3 代表者の氏名　石宮清寛

4 会計責任者の氏名　石宮照基

事務担当者の氏名　石宮清寛

電話番号　090-5263-4163

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有　☑ 無

公職の種類　（現・候）

（※）選挙区名

資金管理団体の届出をした者の氏名

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等　（現・候）

受付　8.3.30　収支公開室　第　号

岡山県選挙管理委員会　受付　-8.3.12　第　号

（受付印）

（この欄は記入しないこと。）

☐ 解散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「０」であって、資産等がない場合は、様式（様式その１、その２、その１７及びその２０）のみ提出してください。

（※）資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

0676

314540

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額				0
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）				0
支出総額				0
翌年への繰越額				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数（党費又は会費を納入した人の数）				人 0

(2) 寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附(イを除く。)の区分					
(ｱ) 個人からの寄附				0	
（うち特定寄附）				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ｳ) 政治団体からの寄附				0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計　（ア ＋ イ）				0	

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）※政党の支部は不要です。

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年 3 月 12 日

政治団体の名称　地域循環型自治政策研究機構

会計責任者の氏名　石宮　照基　㊞

※会計責任者本人の署名の場合等は押印不要

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください(通常は未記入となります。)。
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名　　㊞

※代表者本人の署名の場合等は押印不要

※解散の場合は、解散届も必要となります。

(備考)

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。